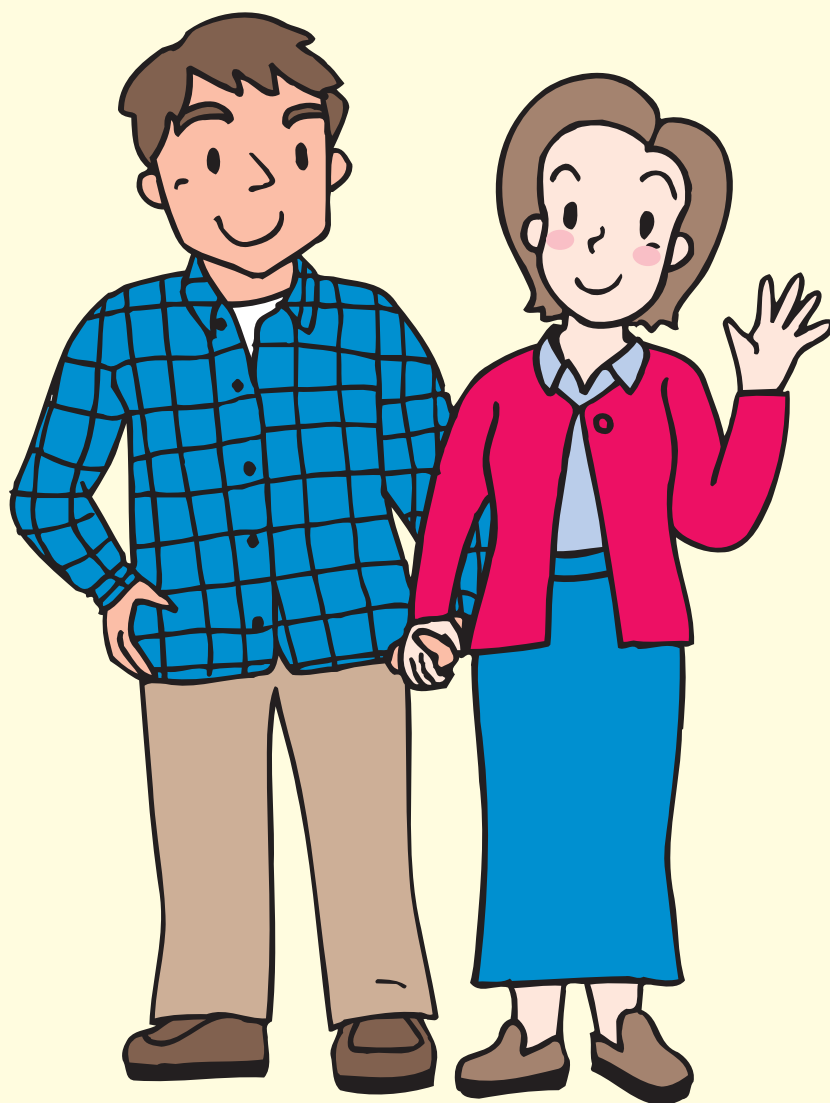


治療と仕事の両立支援のための

肝炎医療コーディネーター マニュアル



厚生労働科学研究費補助金 肝炎等克服政策研究事業

職域におけるウイルス性肝炎患者に対する望ましい
配慮及び地域を包括した就労支援の在り方に関する研究

(研究代表者 渡辺 哲)

1 はじめに

近年、C型肝炎に対するインターフェロンフリー治療が普及し、また国による肝炎対策の地域、職域におけるウイルス性肝炎検査の機会は徐々に増えている。しかし、①まだ未受検のため感染に気づいていない人、②感染したことを知っていても治療に至らない人、③治療が中断している人がおり、知らないうちに肝硬変、肝がんに進捗してしまう恐れがある。そこで治療の完結、肝がんの早期発見をめざして、肝臓専門医でない地域の先生方と専門医との間で連携を支援するために、いち早く肝炎医療コーディネーターの養成を始めた山梨大学医学部附属病院肝疾患センター長の坂本 稯先生、病診連携を早期から取り組み、肝炎医療コーディネーター養成も進めている群馬大学医学部附属病院肝疾患センター副センター長 柿崎 暁先生を中心に、肝炎医療コーディネーターが職域における肝炎対策を支援するために役立つマニュアルの作成に取り組んだ。

病気あるいは病気の治療と仕事の両立に対し、がん患者への就労支援の取り組みが活発となり、改めて他の病気に広がっている。就労支援には、病気治療のため離職した患者さんへの再就職の支援と、離職することなく就労を継続しながら治療を受けられる支援とが含まれるが、最近では特に後者の支援に重点がおかれ、治療と仕事の両立支援という言葉が使用されている。

肝疾患においても、慢性肝炎、肝硬変、肝がんのような病気と仕事との両立、あるいはその治療と仕事とを両立することで、離職することなく治療を完結できる環境作りが重要である。国としても平成28年2月に「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を公表し、両立支援促進のための取り組みを進めている。変化する病状に対応した就業上の配慮が行われるためには、主治医との連携が重要である。ガイドラインには、主治医がある程度職場の状況を把握できるような様式、主治医の意見の中に業務上の配慮について記載できるような様式が用意されており、これらにより主治医、事業者（産業医を含む）との間で情報共有が可能となる。

厚生労働科学研究費補助金 肝炎等克服政策研究事業「職域におけるウイルス性肝炎患者に対する望ましい配慮及び地域を包括した就労支援の在り方に関する研究（H26-肝政-一般-002）」では、これまで研究分担者、研究協力者により、職域の肝炎対策、治療と仕事との就労支援、両立支援のためのリーフレットが作成され、いずれもそれぞれの施設で実際に使用され、支援に役立っている大変すばらしいものである。また、現在ホームページ等で公表されている本マニュアルは、肝炎医療コーディネーターがこれらのリーフレットを使用して職域の肝炎対策、治療と仕事との就労支援に役立てるよう説明したものである。

厚生労働科学研究費補助金肝炎等克服政策事業、「職域におけるウイルス性肝炎患者に対する望ましい配慮及び地域を包括した就労支援の在り方に関する研究班」（研究代表者 渡辺 哲）

- | | |
|-----------------------------|---|
| 1、はじめに | 10、治療と就労の両立支援の実際（事例紹介） |
| 2、肝疾患患者をとりまくさまざまな問題点 | 11、治療と仕事の両立に向けた患者労働者への支援 |
| 3、肝臓、肝炎に関する基本的な知識 | 12、治療中の日常生活の注意点 |
| 4、肝炎医療コーディネーターとは | 13、両立支援に向けた患者労働者、主治医、事業者（産業保健スタッフ）の連携支援 |
| 5、肝炎医療コーディネーターの職域を対象とした支援 | 14、用事例集 |
| 6、肝疾患における専門職の関わり | 15、連絡先 |
| 7、治療と職業生活の両立のための職場、地域での相談窓口 | 16、Q & A |
| 8、生活費、治療費に関すること | 17、参考 |
| 9、人権に関すること | |

2 肝疾患患者をとりまくさまざまな問題点

肝疾患には多くの疾患が存在し、ウイルス性肝炎などに対しては感染症として病態を考慮する必要があり、また、慢性肝炎・肝硬変・肝がんなどに対しては慢性疾患としての病態として捉える必要がある。最近では、NASH（非アルコール性脂肪肝炎）など生活習慣病とも関連する疾患も増加しており、肝疾患患者は、疾患の種類や病態に応じた、様々な問題点を抱えていることが想定される。

とくに、ウイルス性肝炎は、感染症であるがゆえの差別や偏見の問題点を含んでいるものの、抗ウイルス治療は急速に進歩し、多くの患者でウイルスを排除もしくは持続的に抑制することが可能となった。その一方、肝疾患が進行して肝硬変に至ると、さまざまな合併症により生活の質が低下するほか、肝がんを合併する危険が高くなる。さらに、肝がんは、再発を繰り返すことが多いため、他のがんと同様、継続的な通院・治療が続けられるような配慮が必要となることもある。

そこで本マニュアルでは、肝炎医療コーディネーターが以下の課題においてリーフレット、資料を使用して解決に向けた支援や職域の肝炎対策の啓発が出来るようまとめたものである。

- ① まだ未受診のため感染に気づいていない人への**受検**勧奨
- ② 感染したことを知っていても治療に至らない人への**受診**勧奨
- ③ 治療をこれから行う人（**受療**）や治療中断している人への治療の継続支援
- ④ 仕事を継続しながらの慢性肝炎、肝硬変、肝がんの治療の**支援**



3 肝臓、肝炎に関する基本的な知識

肝疾患としては、ウイルス性肝炎、肝硬変、肝がん、アルコール性肝障害、脂肪肝・脂肪肝炎、自己免疫性肝炎・原発性胆汁性胆管炎が知られているが、職域における一般の人を対象とした肝臓、肝炎に関する基本的な知識を伝える教材として、「**知っておきたい肝臓のおはなし**」（岡山県肝炎相談センター）が参考になる。肝臓、肝炎に関する基本的な知識について職場全体で理解してもらうことは、課題①～④を進める上で重要である。この教材では、特に課題①、②に重点をおいており、さらに最近良く見られる脂肪肝、非アルコール性脂肪性肝炎（NASH）に対する生活習慣改善についても触れている。

肝炎医療コーディネーターは、肝臓、肝炎に関する基本的な知識について習得し、説明できることが望まれる。

以下、教材に含まれる項目について述べる。

- ①なぜ肝臓の検査が必要か
- ②肝臓にやさしい食事
- ③日常生活でできる運動
- ④ウイルス性肝炎について
- ⑤肝炎ウイルスの感染予防について
- ⑥治療について
- ⑦ウイルス性肝炎に関する詳しい情報はどこで入手できるか



4 肝炎医療コーディネーターとは

肝炎医療コーディネーターは、市町村の保健師、地域医療機関の看護師、職域の健康管理担当者等を対象として、肝炎ウイルス検査後のフォローアップや受診勧奨等の支援を地域や職域において中心となって進める人材として養成が開始された。平成 27 年度現在、肝炎医療コーディネーターを養成している都道府県は 33 自治体に及ぶ。

平成 28 年に改訂された「肝炎対策基本指針」では、「肝炎医療コーディネーター」育成の推進が明記された。これまでに、肝炎医療コーディネーターの活動は、

- ① 肝炎についての正しい知識の普及啓発
- ② ウイルス肝炎感染者への不当な差別防止のとりくみ
- ③ 肝炎ウイルス検査陽性者への受診勧奨
- ④ 受診状況の確認、再指導、保健指導、保険対応、治療内容の説明
- ⑤ 医療費助成制度、医療機関、相談センター、肝臓病教室、患者サロン、患者会等の紹介

などを行っており、今後は、国が、肝炎情報センターとともに、研究の成果等を踏まえた必要な技術支援等を実施することになっている。

(出典：厚生労働省「平成 27 年度都道府県肝炎対策取組状況アンケート」)



5 肝炎医療コーディネーターの職域を対象とした支援

肝炎医療コーディネーターは、地域・職域において中心となって活動することが期待される。実際には、自身のおかれた立場・部署に応じて、職種に応じた専門知識や技能を生かし、患者・家族の抱える問題と対峙し、適切なアドバイスを与えるほか、各種専門職や相談窓口への橋渡しをする役割を担うことが期待される。

1

肝炎についての正しい知識の普及啓発とウイルス性肝炎感染者への不当な差別防止のとりくみ

肝炎についての正しい知識の普及啓発は、肝炎検査未受診の人への受検勧奨につながるのと共に、職場でのウイルス性肝炎感染者への不当な差別防止に役立つ。職域における一般の人を対象とした肝臓、肝炎に関する基本的な知識を伝える教材として、前掲の「**知っておきたい肝臓のおはなし**」（岡山県肝炎相談センター）が参考になる。

5

職域では定期健康診断で肝機能検査が含まれていること、肝機能異常を示す有所見者が多いことから肝機能検査から説明を始めると良いと考えられる。

2

未受検の人への受検勧奨、肝炎ウイルス検査陽性者への受診勧奨

肝炎医療コーディネーターが職域において、受検勧奨、受診勧奨を行うとした場合、「**ウイルス性肝炎フォローアップマニュアル**」（佐賀大学、佐賀産業保健総合支援センター）がある。まだ未受検の人への受検勧奨のポイントとして、例えば協会けんぽでは、自費負担が最高 612 円で受診できることから検査費用面でお得感を伝えることも効果的であると述べている。また、検査結果陽性者に対して精密検査受診の行動に結びつくよう、労働者が受診し易い医療機関リストも合わせて示すことや、また定期健診時にフォローアップすることが次の具体的行動につながることを述べている。

3

治療と職業生活の両立支援

治療と職業生活の両立支援については、「**肝炎就労支援ノート**」（香川大学医学部附属病院）に、要点が分かり易くまとまっている。

- ① 肝炎医療コーディネーターは、多職種からなりそれぞれの役割を連携することで患者さんの問題解決に結びつくことがある。
- ② 患者さんに治療と職業生活の両立のための職場、地域での相談窓口を知ってもらい、患者さんが抱える複雑な問題に応じて窓口を紹介することも重要である。
- ③ 肝炎患者さんからの相談内容として多い、生活費、治療費に関することについて、特に肝炎に特有な制度について紹介出来ることが重要である。
- ④ 治療と職業生活を両立するためには、最近の病状、今後の治療方針、予測出来る治療による副作用、病状の変化と職業生活とのマッチングの支援が望まれる。肝炎医療コーディネーターは、このあいだに入り、様々な職種と密接に連絡をとり、患者の抱える様々な問題点を抽出・解決するための連絡・調整役となることが望まれる。
- ⑤ 実際の就労支援の現場では「**肝疾患における就労支援のための連絡ノート**」を有効に用いることが望まれる。

6 肝疾患における専門職の関わり

肝疾患の治療と就労の両立支援のためには、医療関係者、職域や地域の多職種につなげることで、問題解決に向けた流れが期待される。

医療関係者

医師	肝炎の診断・治療
保健師	検診受診勧奨・結果説明、指導
看護師	患者のケア
栄養士	栄養指導
臨床検査技師	検査結果の確認、指導
薬剤師	服薬管理・指導
理学療法士	体調管理、運動、リハビリテーション

職域・事業所

産業医	管理監督者・人事担当者への助言
産業保健師	患者ケアや管理監督者への支援
衛生管理者	管理監督者への支援、人事労務管理者・事業場外担当者との連絡・調整
管理監督者	職場環境等の問題点の把握と改善、就業上の配慮
人事労務管理担当者	労働条件の改善、配置転換・異動等の配慮

医療機関

メディカルソーシャルワーカー	
社会保険労務士	

公共・行政機関

市町村	国民年金・国民健康保険
年金事務所	年金相談
ハローワーク	就労相談
労働局・労働基準監督署	労働相談
保健所	医療費助成申請

肝疾患相談センター

肝炎医療コーディネーター(相談員)	
-------------------	--

仕事を継続しながら、肝炎、肝硬変、肝がん治療を受けるために、最初に職場や地域で相談できる窓口について知っておく必要がある。

1

治療と職業生活の両立のために、職場、地域における相談窓口と相談内容について「**肝炎就労支援ノート**」（香川大学医学部附属病院）にまとめられている。

① 職場の相談窓口

治療と就労を両立させるため、会社にどのような支援制度があるのかは、就業規則等の社内規定で確認することができます。まずはそれらを確認してみましょう。

ただし、常時従業員が10人未満の会社は就業規則の作成が義務付けられていないため、会社の支援制度を就業規則等で確認できない場合があります。その場合は、個別に照会および相談する必要があるでしょう。

会社の規模や諸制度によって、就労支援の相談窓口は変わってくると思われますが、代表的な相談窓口は次のとおりです。



相談者	主な相談内容
上司、管理監督者	就労上の問題等 就労上の配慮が必要な場合は、仕事の調整を相談してみましょう。
人事・労務管理担当者	福利厚生制度、休職制度 社内の支援制度を教えてください。
産業医 (会社において健康管理を行う医師で、常時労働者を50名以上使用する事業所に選任されています。)	健康管理等 社内事情を知る医学知識のある専門家として働き方のアドバイスをもらいましょう。
産業看護職 (会社に勤務する看護師等で従業員の健康管理を担当しています。)	仕事と治療の両立 就業上の配慮に関することを相談してみましょう。
衛生管理者 (会社の衛生全般の管理を担当しています。)	職場環境の改善等 会社の衛生管理に関することを相談してみましょう。

② 公共の相談窓口

行政機関が行っている主な相談窓口は次のとおりです。

相談内容	相談機関
国民年金、国民健康保険	・ 住所地の市町村相談窓口
年金相談	・ 年金事務所 ・ 街角の年金相談センター
会社の健康保険制度	・ 全国健康保険協会の各支部 ・ 会社が加入している健康保険組合
雇用保険	・ ハローワークの窓口
労働相談	・ 労働局内の総合労働相談コーナー ・ 各労働基準監督署内の総合労働相談コーナー



2

職域において両立支援を行う上での留意点

従業員から申し出があった場合、事業者が両立支援を行うべき根拠として安全配慮義務がある。一方で、事業者が従業員の健康情報を扱う場合には、以下のような配慮を要する。

会社の安全配慮義務

会社は従業員の安全と健康に配慮する義務があります。

労働契約法第5条

使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう必要な配慮をするものとする。

会社の個人情報取扱

国のガイドラインによって会社が健康情報を取り扱う留意事項が定められています。

雇用管理分野における 個人情報保護に関するガイドライン

雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項 第3 4-(4)

HIV感染症やB型肝炎等の職場において感染したり、蔓延したりする可能性が低い感染症に関する情報や、色覚検査等の遺伝情報については、職業上の特別な必要性がある場合を除き、事業者は、労働者等から取得すべきでない。

8 生活費、治療費に関すること

肝疾患を含む病気の治療に対する制度に加え、ウイルス性肝炎に対する医療費助成制度がある。その他に、身体障害者手帳や障害年金といった障害者向けの一般施策があり、また国を相手とした訴訟を提起した上での B 型肝炎特別措置法や C 型肝炎救済特別措置法に基づく給付金の支給の仕組みがある。

1 生活費、治療費に関する制度

●健康保険からの支給

傷病手当金

- ・ 病気で働けない時の所得補償（労務不能）
- ・ 賃金（標準報酬）の 2/3 相当額が支給される
- ・ 連続する 3 日（待機期間）を含み 4 日以上仕事を休んでいること
- ・ 支給開始日から 1 年 6 カ月の範囲で支給

⇒在職中の職場に相談

（国民健康保険にはない場合あり）

高額療養費

- ・ 同一月にかかった医療費が高額になった場合に自己負担限度額を超えた分が払い戻される

⇒医療機関からの領収書を添付して、申請書を加入している保険者の窓口へ提出する

- ・ 限度額適用認定証の提示により、医療費が高額になっても、窓口での支払いを法定の自己負担限度額までにとどめられる

⇒加入している保険者に事前に申請

※医療費が高額になりそうな場合は、医療費を支払う前に、加入している保険者の窓口で「限度額適用認定証」発行の手続きをお勧めします

●国・都道府県等からの助成制度

肝炎医療費助成制度

- ・ B 型および C 型慢性肝炎ならびに肝硬変患者でインターフェロン治療（少量長期投与を除く）、インターフェロンフリー治療および核酸アナログ製剤治療を実施している方または実施予定の方
- ・ 初診料・再診料・検査費用・入院費・薬剤料等について助成

⇒受診している医療機関に相談（診断書の申請）

⇒保健所に申請

重症化予防事業（検査費助成制度）

- ・ 自治体や保健所の肝炎ウイルス検査で陽性が判明した方
- ・ 陽性者フォローアップ事業に同意した方
- ・ 初回精密検査費用の助成、定期検査費用の助成
- ・ 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎・肝硬変・肝がん患者（治療後の経過観察を含む）のうち、非課税世帯または世帯全員の市町村住民税の所得割額が 235,000 円未満の世帯

⇒都道府県担当課または保健所



2

身体障害者手帳

- ・身体障害者福祉法に基づき、法別表に掲げる機能障害が認められる方（肝臓移植を受け、抗免疫療法を実施している方を含む）に交付される手帳
- ・肝臓機能障害は身体障害者障害程度等級表により、重度の側から1級から4級の手帳を交付
- ・平成28年4月1日より、認定基準が改正され対象範囲が拡大されている

主な改正内容

- 国際的な肝臓機能障害の重症度分類であるChild-Pugh 分類の3段階（A・B・C）のうち、それまで対象とされていた分類C（10点以上）に加え、分類B（7点以上）も対象
- 1級・2級の要件に関わる指標の見直し
- Child-Pugh 分類B（合計点数が7点から9点）の場合、1年以上5年以内に再認定が必要

⇒市町村の福祉事務所や障害福祉の窓口

3

障害年金

- ・国民年金や厚生年金制度加入中に、病気などで障害が残った場合に生活保障を行うために支給される制度

⇒障害基礎年金：市町村役場または年金事務所

⇒障害厚生年金：年金事務所

さらに「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の参考資料にも、労働者、事業者が利用できる支援制度と窓口が掲載されている。

4

B型肝炎特別措置法に基づく給付金

我が国では、出生時の母子感染の他、昭和60年代初頭までに集団予防接種などの際に行われていた注射器の連続使用が原因で、多くの方がB型肝炎ウイルスに感染したと見込まれています（最大で40万人以上が集団予防接種等により感染した可能性があります）。

以下の条件に当てはまる方は、一定の手続によって国からの給付金を受け取ることができます。

給付金対象者は以下の4つの条件を満たす方です

- ✓ B型肝炎ウイルスに持続感染している方
 - ✓ 満7歳になるまでに集団予防接種を受けた方
 - ✓ 昭和23年7月1日～昭和63年1月27日の間に、集団予防接種を受けた方
 - ✓ 集団予防接種以外の感染原因(母子感染・輸血等)がない方
- 給付金対象者から母子(父子)感染している方や、給付金対象者の相続人も対象となります。

集団予防接種とB型肝炎ウイルス感染との因果関係が認められた方には、病態区分に応じ、以下の給付金等が支払われます。

主な給付金等の内容^{※1}

※1 下記の病態に応じ、訴訟手当金や定期検査費用等が支給されます。

死亡・肝がん・肝硬変(重度)	3,600万円	20年の除斥期間を経過した方については、 死亡・肝がん・肝硬変(重度)	900万円
肝硬変(軽度)	2,500万円	肝硬変(軽度)	600万円(300万円*)
慢性肝炎	1,250万円	慢性肝炎	300万円(150万円*)
無症候性キャリア ^{※2}	50万円	無症候性キャリア	50万円

* 現に罹患しておらず、治療を受けたこともない者に対する給付額

※2 20年の除斥期間を経過していない方については 600万円

給付金を受け取るための手続

給付金を受け取るためには、救済要件を満たしていることと、病態を証明するため、医療機関などから必要な証拠を収集していただき、国を相手とした国家賠償請求訴訟を提起していただく必要があります。裁判上の和解手続により、救済要件を満たしていることが証拠から確認できた方には、給付金をお支払いします。

詳しくは

厚生労働省ホームページ

B型肝炎訴訟

検索

※ これらの一連の手続の一部または全部を弁護士に依頼することができます。(手続を弁護士に依頼し、和解が成立した場合には、給付金額の4%相当分が訴訟手当金として別途給付されます。) 弁護士については、「B型肝炎 弁護士」で検索できます。また、厚生労働省ホームページに各地の弁護団の連絡先へのリンクを掲載しています。

5

C型肝炎救済特別措置法に基づく給付金

厚生労働省は、出産や手術での大量出血などの際に特定のフィブリノゲン製剤や血液凝固第Ⅸ因子製剤を投与されたことによってC型肝炎ウイルスに感染された方々との間で、この法律に基づく給付金の支給の仕組みに沿って、現在、和解を進めております。

対象となる方々は、以下のとおりです。

獲得性の傷病^{※1}について「特定フィブリノゲン製剤」や「特定血液凝固第Ⅸ因子製剤」の投与を受けたことによって、C型肝炎ウイルスに感染された方^{※2}とその相続人です。

※1) 妊娠中や出産時の大量出血、手術での大量出血、新生児出血症などが該当します。また、手術での腱・骨折片などの接着の際に、フィブリン糊として使用された場合も該当します。

※2) 既に治癒した方や、感染された方からの母子感染で感染された方も対象になります。

給付金の内容

① 慢性C型肝炎の進行による肝硬変・肝がん・死亡	4,000万円
② 慢性C型肝炎	2,000万円
③ ①・②以外(無症候性キャリア)	1,200万円

症状が進行した場合には、追加給付金を支給
給付金が支給された後、20年以内に症状が進行した場合には、追加給付金として、進行した症状に応じた給付金の額と既に支給された給付金の額との差額の支給を受けることができます。

給付金を受け取るための手続き

1. 給付金の支給を受けるためには、まず、訴訟を提起していただく必要があります。
 - 給付金の支給を受けるためには、まず、国を被告として、訴訟を提起していただく必要があります。訴訟の提起に関しては、最寄りの弁護士会などにご相談ください。
 - 裁判手続の中では、製剤投与の事実、製剤投与と感染との因果関係、C型肝炎の症状について判断がなされます。
 - なお、これらが認められた場合の弁護士費用については、法律により支給を受ける額の5%相当額を国が負担します。
 - ※給付金については、原則として、法律の施行日から10年以内(平成30年1月15日まで)に請求していただく必要があります。
 - ※なお、平成30年1月15日までに訴訟の提起等をしていた場合には、平成30年1月16日以降であっても和解等が成立した日から1月以内に請求していただければよいことになっています。
2. 裁判で和解が成立するなどしたら、(独)医薬品医療機器総合機構に給付金の支給を請求していただく必要があります。
 - 裁判手続の中で製剤投与の事実、因果関係、症状が確認されたら、これを証明する和解調書等をもって、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に給付金の支給を請求していただくことになります。

詳しくは、厚生労働省ホームページ「出産C型肝炎」で検索

または、厚生労働省フィブリノゲン製剤等に関する相談窓口（フリーダイヤル 0120-509-002）までお電話ください。

詳しくは

厚生労働省ホームページ

出産C型肝炎

検索

9 人権に関すること

肝炎は、感染症であることから、偏見や差別を受ける場合がある。正しい知識を身につければ、偏見や差別をうける謂れがないことが明らかであるが、相談や、法的なトラブルの場合は各地の「法テラス」で相談が受けられる。

差別、偏見に対する取組状況（1）

各種リーフレット等を作成し、厚労省 HP で公開等の対応実施。

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/poster.html>)

●事業者への啓発

- ・平成 23 年 7 月 28 日付け 3 局長連名通知により、事業主団体及び関係団体を通じて、各事業者へリーフレット・関係通知を配布
- ・平成 25 年 4 月 8 日付け 室長通知により、事業主団体及び関係団体を通じて、各事業者へポスター・リーフレットを配布



(1 頁)

(4 頁)

●「[集団生活の場における肝炎ウィルス感染予防]のための手引・ガイドライン」の作成

(研究代表者：東京大学医学部附属病院感染症内科 四柳 宏) が作成

- ・日常生活の場でウィルス肝炎の伝搬を防止するためのガイドライン
- ・保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン
- ・高齢者施設における肝炎対策のガイドラインについて、HP 上に公開



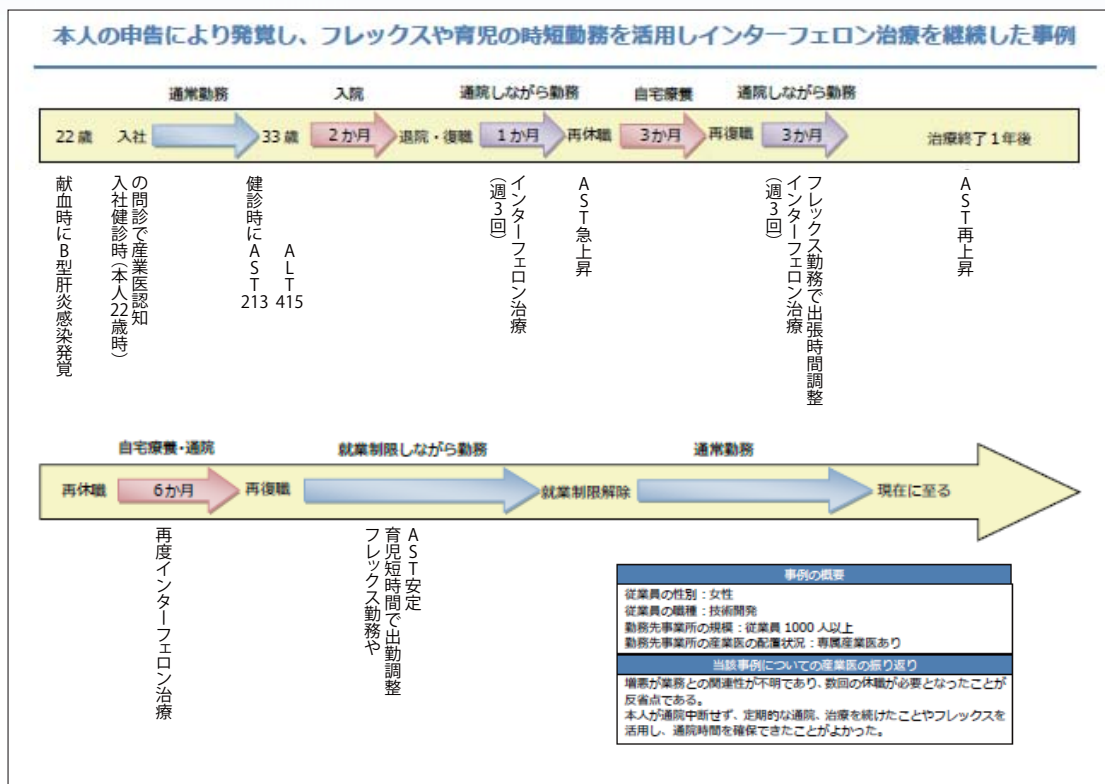
(参考) 人権擁護相談窓口

- ・法務省の常設相談所（法務局・地方法務局・支局内）
みんなの人権 110 番（全国共通人権相談ダイヤル） **0570-003-110**
インターネット人権相談窓口 https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_AD/0101.html
（詳細は法務省人権擁護局フロントページへ <http://www.moj.go.jp/JINKEN/index.html>）
- ・都道府県等の人権相談窓口 都道府県等の HP 等参照
- ・日本司法支援センター 法テラス（法的なトラブル解決の総合案内所）
法的トラブルの場合
利用料：0 円 通話料：固定電話からは全国一律 3 分 8.5 円（税別）
電話番号：0570-078374（PHS 可）（IP 電話からは 03-6745-5600）
受付日時：平日 9:00 ～ 21:00 土曜 9:00 ～ 17:00
（詳細は法テラス HP へ <http://www.houterasu.or.jp/index.html>）

10 治療と就労の両立支援の実際（事例紹介）

1

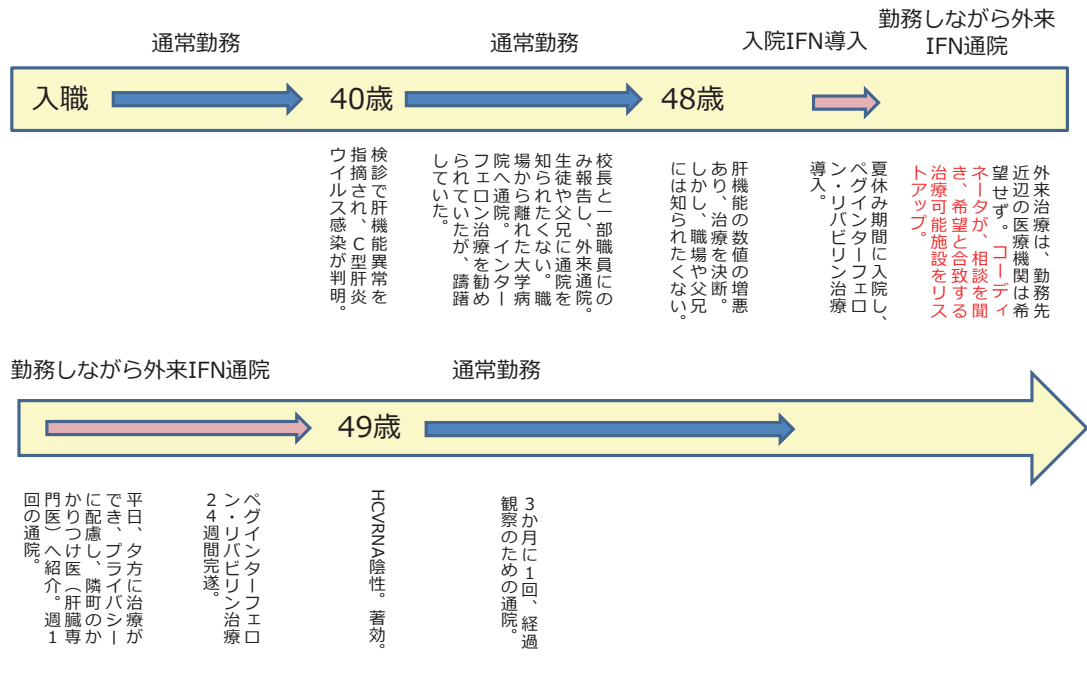
本人からの申し出により、時短勤務等の勤務時間を調整することで治療が継続された事例



2

本人からのプライバシー保護の要望に配慮し、肝炎医療コーディネーターが通院し易い外来を利用することで治療を継続出来た事例

プライバシーに配慮しながらインターフェロン治療に結びつけた事例



3

職場、肝疾患診療連携拠点病院、職場近くのクリニックが連携しインターフェロン治療を完遂出来た事例

職場、肝疾患診療連携拠点病院、職場近くのクリニックと連携しインターフェロン治療を完遂した。

佐賀大学就労支援窓口で対応した事例の経過

平成26年

- 9月 初診。精密検査(HCV-RNA量、腹部エコー)
注射日を金曜日に決め、金曜と土曜の仕事を配慮することを上司に相談するよう提案。
産業医との連携も可能であることを説明。
上司に提供可能な[治療予定][予想される副作用][相談先]等を記載した用紙を渡す。
青森県と弘前大学肝疾患相談センターに連絡し、申請書類について協力を依頼。

- 10月 上司の治療に対する理解があったこと(就業の配慮があったこと)を確認。
青森県様式の治療費助成診断書作成。住民票管轄の保健所への提出について情報提供。
近医に対して、青森県の治療費助成で治療する際に必要な書類について情報提供。

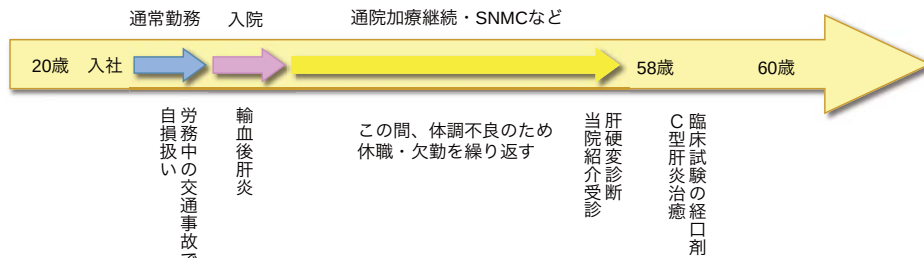
- 11月 Peg-IFN+RBV治療開始(24週間)。1,2本目は大学病院で、3本目以降は近医で投与。
大学病院は金曜日に肝臓内科外来なく、個別に枠を設けて注射施行。

平成27年

- 1月 皮膚掻痒感について、近医から相談あり。外用薬や内服薬についてアドバイス。
Peg-IFN減量についても近医と検討。
- 2月 12本投与後の受診。皮膚掻痒感は外用薬や内服薬でコントロール中を確認。
貧血を認めるが、就労可能であることも確認した。Peg-IFNは減量せずに投与。
- 5月 24本投与後の受診。Peg-IFNは減量せずに投与完遂したことを確認。
あと数年は佐賀で仕事をする旨を確認し、近医での経過観察継続をお願いした。

3、肝炎医療コーディネーターによる就労支援

● 相談事例1



事例の概要
60歳、男性、事務職
勤務先状況：不明

体調・勤務等につき職場の理解が得られず、
治療に踏み切れなかったために肝硬変に進展
治療はしたが、年金受給の問題が残った。

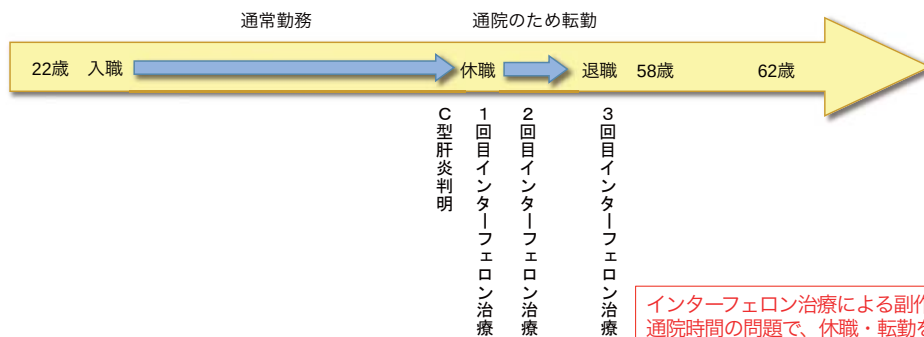
労務中の事故にも関わらず、自損事故の扱い
このため、会社からの援助が受けられず、積極的な治療ができなかった。
このため臨床試験に参加、治療
勤続期間の問題(?)で厚生年金を受けられない可能性あり相談

対応：社会保険労務士に相談
現時点では基礎年金の繰り上げ請求のみ可能
しかし、請求すると生涯減額される可能性あり。

Minoru SAKAMOTO M.D., Univ. of YAMANASHI 厚生労働省選定平成27年度第1回班会議 2015/6/11

3、肝炎医療コーディネーターによる就労支援

● 相談事例2



事例の概要
62歳、女性、教員

C型肝炎の1回目の治療では副作用がなかった
2回目の治療に際し、通院時間の確保できず転勤
3回目の治療にあたり、退職

対応：当時は勤務調整ができず、結局は早期退職した。
(教員という立場上?)

インターフェロン治療による副作用や
通院時間の問題で、休職・転勤を
経験した。
→治療にあたり支援の検討が必要
であった。

Minoru SAKAMOTO M.D., Univ. of YAMANASHI 厚生労働省選定平成27年度第1回班会議 2015/6/11

11 治療と仕事の両立に向けた患者労働者への支援

治療と仕事の両立に向けて、患者労働者自身が主治医に確認すべきこと、職場に確認することについても「**肝炎就労支援ノート**」（香川大学医学部附属病院）にまとめられている。

① 医師・病院に確認すること

肝炎の診断が確定し、病気の進行の程度や肝炎ウイルス量等によって、治療方法が決まります。ウイルスの排除を目的としたインターフェロン療法等は効果が期待される反面、治療を行うにあたっては強い副作用が現れる可能性があります。

担当の医師からは病状や今後の治療方法について説明されますが、副作用や合併症など気になる点についてよく確認しましょう。

1 どのような副作用や合併症があるのか？

2 副作用や合併症はどのくらいの期間続くのか？

治療に伴う副作用や合併症例

- 発熱・頭痛
- 吐き気
- 下痢
- 便秘
- めまい
- 倦怠感
- 筋肉痛・関節痛
- 食欲低下
- 口内炎
- 皮膚障害
- 集中力・記憶力低下 等



※インターフェロンフリー治療では副作用は軽度のことが多い

③ どのくらい業務上の支障が出る可能性があるのか？

- 長時間同じ姿勢での仕事ができるのか？
- 立ち仕事はできるのか？
- 車の運転は大丈夫なのか？
- 重い物を持つことができるのか？
- 対面での接客業務は大丈夫か？ 等

※患者労働者は主治医に確認した内容について、適時職場の相談窓口(p8)に伝えるようにしましょう

② 職場に確認すること

治療を継続するに当たり、入院・通院のためや体調不良のために休暇・休職が必要な場合があります。

会社の休暇・休職制度等について就業規則等で次の事を確認しておきましょう。

① 休暇・休職制度について

- 有給休暇の取得について
 - ・有給休暇は何日残っているのか？
 - ・半日単位の有給休暇が取得できるか？
 - ・時間単位の有給休暇が取得できるか？
- 病気による休職制度があるか？
 - ・どれくらいの期間休職できるのか？
 - ・その際の給与等の支給はあるのか？
- その他休職制度があるか？



② 勤務制度について

- 短時間勤務制度があるか？
- 時差出勤制度やフレックス勤務制度があるか？
- 在宅勤務制度があるか？
- 上記がない場合、上記のような勤務制度をとりいれてもらえるか？



12 治療中の日常生活の注意点

治療中の日常生活の注意点については、各病態に応じて「**肝炎就労支援ノート**」（香川大学医学部附属病院）にまとめられている。近年では安静より運動療法を行うことが勧められているのが特徴である。

② 食事のポイント

肝疾患患者の食事

肝疾患といっても、肝臓の状態（病期・病態）により食事療法も異なります。状態に応じた食事バランス良く適量とるように心がけましょう。

食事療法を始める前には、まず、医師、管理栄養士にご相談下さい。



慢性肝炎の食事ポイント

・肝臓の組織を回復させるために、適正なエネルギー（標準体重で計算）を確保します。

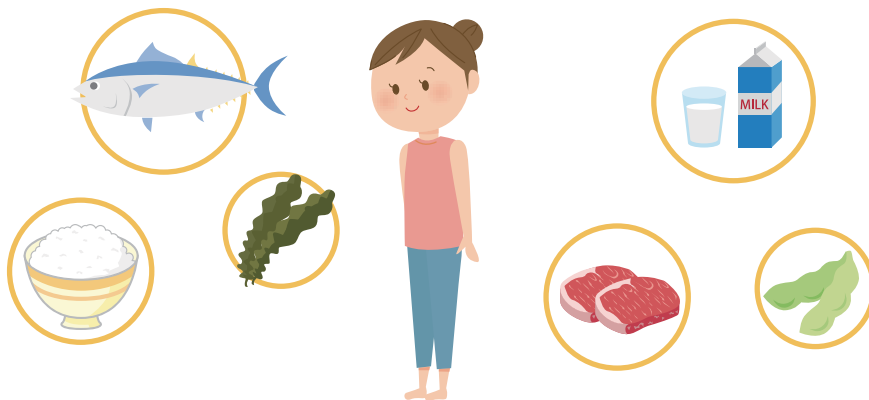
30kcal/kg/日(耐糖能異常25kcal/kg/日目安)

(例/体重50 kg×30kcal=1500 kcal)

・ビタミンやミネラル豊富なバランスの良い食事にします。

主食「パン・ご飯・麺」、デザート「果物」、乳製品「牛乳・ヨーグルトなど」

副食「主菜・・・肉・魚・卵・豆腐など」「副菜・・・野菜・芋類・海藻など2種類」



- (1) 日常生活で気をつけること
- (2) 肝疾患患者の食事のポイント
- (3) 肝疾患のための運動のポイント

肝硬変の食事ポイント

- ・グリコーゲン（肝臓に蓄えられる糖）が減少し夜間に容易に飢餓状態に陥ります。
夜間就寝前補食（LES (late evening snack 療法)
朝、昼、夕食より少しずつ必要エネルギーから減らして、その分を（200 kcal程度）炭水化物中心の夜食（少量のパン、おにぎり、麺類など）でとります。
- ・アンモニアが上がったときには、たんぱく質（肉、魚、卵など）を制限します。
経口分岐鎖アミノ酸製剤や肝不全用の経腸栄養剤を併用する場合には、過剰にならないように食事量の調整が必要です。



鉄を制限する食事療法

NASH（非アルコール性脂肪肝炎）・C型慢性肝炎では肝臓に貯蔵された鉄が肝炎の進行に関係があることから、鉄を制限する食事療法が行われることもあります。

食欲が無いときの工夫

- ・食べられる時に食べられるように、軽食を用意しておきましょう。
- ・少量ずつ盛り付け、食べられる量から食べましょう。
- ・臭いが気になるときは、常温や冷やして食べましょう。
- ・レモンやすだち、香味野菜などを用いて食べましょう。
- ・旬の材料を用いたり、彩りよく食欲をそそる工夫をしましょう。



③ 運動のポイント

肝疾患のための運動のススメ

Q 運動って行っても良いの？



以前
までは

“運動すると肝機能が低下する”
“安静にしている方が良い”と言われていました。

しかし ↓

近年
では

“運動することは肝機能に悪影響はない”
“必要以上の安静は必要ない”
“食事、薬物療法とともに運動療法も行われるべき”
とされています。



Q 運動を行うと、どんな良いことがあるの？

- ・筋力や持久力などの機能を維持・改善することができます。
- ・肝脂肪沈着を減少させることができます。
- ・体重を減少させることができます。
- ・精神的にリラックスしたり、ストレスを解消することができます。



Q 運動を行う目的は何？

- ・日常生活の動作を楽にするためです。
- ・活動範囲を広げるためです。
- ・生活の質（QOL）を高めるためです。



Q 運動を行ってはいけない時ってどんな時？

- ・体の調子が悪い場合（発熱、頭痛、腹痛、睡眠不足、疲労感が強い、気分不良）
- ・収縮期血圧が180mmHg以上の場合
- ・安静にしているときの脈拍が、1分間に100回以上ある場合
- ・食後30分～1時間以内
- ・黄疸、腹水貯留、脳症の出現等の肝不全の症状が認められる場合
- ・炎症の活動性が高く、AST(GOT)が35IU/L以上、ALT(GPT)値が40IU/L以上の高値の場合

※運動を行う前に、主治医に相談しましょう



Q 運動の具体的な方法は？

- ・全身を使った運動と呼ばれる有酸素運動が有効的です。
- ・まずは、歩くこと（ウォーキング）から始めましょう。
- ・その他にも、プールで泳ぐことや水中ウォーク、自転車などでも効果は十分にあります。



Q 運動の頻度と強さはどうすれば良いの？

- ・1日30分間を目安にしましょう。
(1日の運動を数回に分けても効果はあります。)
- ・週3回以上行うことが望ましいです。
- ・運動の強さは、心地よい疲れを感じる程度で行いましょう。
(隣の人と会話ができるけれど、やや息がはずみ少し汗をかく程度)
- ・翌日の起床時に疲労感が残るようならやり過ぎです。運動量を少し減らしましょう。



1日の歩行の目安

生活歩数	2000～4000歩
閉じこもり	2000歩以下
うつなどの心の障害の予防	4000歩
生活の質 (QOL) 低下の予防	5000歩
骨粗鬆症の予防	7000歩
体力向上	8000歩
メタボリック症候群の予防	8000歩 (75歳以上) 10000歩 (75歳以下)

※歩数計などを使用すると良いですよ！

※出典：青柳幸利（東京都老人総合研究所）～中之条研究成果より～

おわりに

まずは、無理なく行える運動から始めてみましょう。適切な運動量は個人差があります。個々に合った、行い易い運動を継続することが重要です。

具体的な両立支援は患者労働者、主治医、事業者（産業保健スタッフ）により決まってくるが、肝炎医療コーディネーターはそれらの間の連携を支援する。

1

事業者、産業保健スタッフ向けの資料

「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」（厚生労働省）が、最も参考になる。本ガイドラインは主に、事業者、人事労務担当者及び産業医や保健師、看護師等の産業保健スタッフを対象としているが、労働者本人や、家族、医療機関の関係者などの支援に関わる方にも活用可能なものである。本ガイドラインが対象とする疾病は、がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎、その他難病など、反復・継続して治療が必要となる疾病であり、短期で治癒する疾病は対象としていない。

本ガイドラインはすでに雇用されている労働者への対応を念頭に置いているが、治療が必要な者を新たに採用し、職場で受け入れる際には、本ガイドラインに規定する留意事項、環境整備及び進め方を参考として取り組むことが可能なものになっている。さらに、本ガイドラインは、雇用形態に関わらず、全ての労働者を対象とするものである。以下に両立支援のために主治医と事業者の間で情報共有する際に役立つ様式を抜粋して掲載する。

両立支援の流れとしては、労働者は支援を求める申出を事業者に行い、主治医に業務内容等を記載した書類を提出、それをもとに主治医が意見書を作成、労働者が事業者意見書を提出する。事業者は産業医の意見を聴取し、就業上の様々な措置を決める。

14 用式例集

○ 様式例集

以下の様式例集は、治療と職業生活の両立支援のための情報のやりとりを行う際の参考となるよう、あくまでも一例として示すものである。

それぞれの事業場で実際に様式を作成する際には、事業場内で十分に検討し、本様式例集を必要に応じて加除修正するなどにより、事業場の実態に合った様式を作成することが重要である。

- ・ 勤務情報を主治医に提供する際の様式例
- ・ 治療の状況や就業継続の可否等について主治医の意見を求める際の様式例
- ・ 職場復帰の可否等について主治医の意見を求める際の様式例
- ・ 両立支援プラン／職場復帰支援プランの作成例

勤務情報を主治医に提供する際の様式例

(主治医所属・氏名) 先生

今後の就業継続の可否、業務の内容について職場で配慮したほうがよいことなどについて、先生にご意見をいただくための従業員の勤務に関する情報です。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

従業員氏名		生年月日	年	月	日
住所					

職 種	※事務職、自動車の運転手、建設作業員など
職務内容	(作業場所・作業内容) [] ☐ 体を使う作業(重作業) ☐ 体を使う作業(軽作業) ☐ 長時間立位 ☐ 暑熱場所での作業 ☐ 寒冷場所での作業 ☐ 高所作業 ☐ 車の運転 ☐ 機械の運転・操作 ☐ 対人業務 ☐ 遠隔地出張(国内) ☐ 海外出張 ☐ 単身赴任
勤務形態	☐ 常昼勤務 ☐ 二交替勤務 ☐ 三交替勤務 ☐ その他 ()
勤務時間	時 分 ~ 時 分 (休憩 時間。週 日間。) (時間外・休日労働の状況:) (国内・海外出張の状況:)
通勤方法 通勤時間	☐ 徒歩 ☐ 公共交通機関(着座可能) ☐ 公共交通機関(着座不可能) ☐ 自動車 ☐ その他 () 通勤時間: () 分
休業可能期間	年 月 日まで (日間) (給与支給 ☐ 有り ☐ 無し 傷病手当金 ●%)
有給休暇日数	残 日間
その他 特記事項	
利用可能な 制度	☐ 時間単位の年次有給休暇 ☐ 傷病休暇・病気休暇 ☐ 時差出勤制度 ☐ 短時間勤務制度 ☐ 在宅勤務(テレワーク) ☐ 試し出勤制度 ☐ その他 ()

上記内容を確認しました。

平成 年 月 日 (本人署名) _____

平成 年 月 日 (会社名) _____

治療の状況や就業継続の可否等について主治医の意見を求める際の様式例 (診断書と兼用)

患者氏名		生年月日		年	月	日
住所						

病名							
現在の症状	(通勤や業務遂行に影響を及ぼし得る症状や薬の副作用等)						
治療の予定	(入院治療・通院治療の必要性、今後のスケジュール(半年間、月1回の通院が必要、等))						
退院後／治療中の就業継続の可否	☐ 可 (職務の健康への悪影響は見込まれない) ☐ 条件付きで可(就業上の措置があれば可能) ☐ 現時点で不可(療養の継続が望ましい)						
業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと(望ましい就業上の措置)	例：重いものを持たない、暑い場所での作業は避ける、車の運転は不可、残業を避ける、長期の出張や海外出張は避ける など 注) 提供された勤務情報を踏まえて、医学的見地から必要と考えられる配慮等の記載をお願いします。						
その他配慮事項	例：通院時間を確保する、休憩場所を確保する など 注) 治療のために必要と考えられる配慮等の記載をお願いします。						
上記の措置期間	年	月	日	～	年	月	日

上記内容を確認しました。

平成 年 月 日 (本人署名) _____

上記のとおり、診断し、就業継続の可否等に関する意見を提出します。

平成 年 月 日 (主治医署名) _____

(注)この様式は、患者が病状を悪化させることなく治療と就労を両立できるよう、職場での対応を検討するために使用するものです。この書類は、患者本人から会社に提供され、プライバシーに十分配慮して管理されます。

職場復帰の可否等について主治医の意見を求める際の様式例

患者氏名		生年月日	年	月	日
住所					
復職に関する 意見	☐ 復職可 ☐ 条件付き可 ☐ 現時点で不可（休業：～ 年 月 日）				
	意見				
業務の内容につ いて職場で配慮 したほうがよい こと （望ましい就業 上の措置）	例：重いものを持たない、暑い場所での作業は避ける、車の運転は不可、残業を避ける、長期の出張や海外出張は避ける など 注）提供された勤務情報を踏まえて、医学的見地から必要と考えられる配慮等の記載をお願いします。				
その他配慮事項	例：通院時間を確保する、休憩場所を確保する など 注）治療のために必要と考えられる配慮等の記載をお願いします。				
上記の措置期間	年	月	日	～	年 月 日

上記内容を確認しました。					
平成	年	月	日	（本人署名） _____	

上記のとおり、職場復帰の可否等に関する意見を提出します。

平成 年 月 日 （主治医署名） _____

(注)この様式は、患者が病状を悪化させることなく治療と就労を両立できるよう、職場での対応を検討するために使用するものです。この書類は、患者本人から会社に提供され、プライバシーに十分配慮して管理されます。

両立支援プラン／職場復帰支援プランの作成例

作成日： 年 月 日

従業員 氏名	生年月日		性別
	年 月 日		男・女
所属	従業員番号		
治療・投薬 等の状況、 今後の予定	・入院による手術済み。 ・今後1か月間、平日5日間の通院治療が必要。 ・その後薬物療法による治療の予定。週1回の通院1か月、その後月1回の通院に移行予定。 ・治療期間を通し副作用として疲れやすさや免疫力の低下等の症状が予想される。 ※職場復帰支援プランの場合は、職場復帰日についても記載		
期間	勤務時間	就業上の措置・治療への配慮等	(参考) 治療等の予定
(記載例) 1か月目	10:00 ～ 15:00 (1時間休憩)	短時間勤務 毎日の通院配慮要 残業・深夜勤務・遠隔地出張禁止 作業転換	平日毎日通院・放射線治療 (症状:疲れやすさ、免疫力の低下等)
2か月目	10:00 ～ 17:00 (1時間休憩)	短時間勤務 通院日の時間単位の休暇取得に配慮 残業・深夜勤務・遠隔地出張禁止 作業転換	週1回通院・薬物療法 (症状:疲れやすさ、免疫力の低下等)
3か月目	9:00 ～ 17:30 (1時間休憩)	通常勤務に復帰 残業1日当たり1時間まで可 深夜勤務・遠隔地出張禁止 作業転換	月1回通院・薬物療法 (症状:疲れやすさ、免疫力の低下等)
業務内容	・治療期間中は負荷軽減のため作業転換を行い、製品の運搬・配達業務から部署内の●●業務に変更する。		
その他 就業上の 配慮事項	・副作用により疲れやすくなることが見込まれるため、体調に応じて、適時休憩を認める。		
その他	・治療開始後は、2週間ごとに産業医・本人・総務担当で面談を行い、必要に応じてプランの見直しを行う。(面談予定日:●月●日●～●時) ・労働者においては、通院・服薬を継続し、自己中断をしないこと。また、体調の変化に留意し、体調不良の訴えは上司に伝達のこと。 ・上司においては、本人からの訴えや労働者の体調等について気になる点があればすみやかに総務担当まで連絡のこと。		

○ 治療と職業生活の両立に関する支援制度・機関

治療と職業生活の両立について、労働者や事業者が利用できる主な支援制度及び支援機関の一覧である。

1 労働者が利用できる支援制度・機関

(1) 利用可能な支援制度

類型	制度	概要（両立支援と関連する部分）	
医療費	高額療養費制度	申請窓口	公的医療保険の担当窓口
		支援対象者	公的医療保険の被保険者・被扶養者
		支援内容	同一月に支払った医療費の自己負担額が一定金額（自己負担限度額）を超えた場合に、超過分が後で払い戻される制度。自己負担限度額は被保険者の年齢・所得状況により設定されている。診療月から払い戻しまでは通常、3か月以上かかる。
	限度額適用認定証	申請窓口	公的医療保険の担当窓口
		支援対象者	公的医療保険の被保険者・被扶養者で70歳未満の者
		支援内容	事前に発行された本認定証を医療機関等に提示することで、高額療養費制度を利用する場合に、1か月間の窓口での支払いが自己負担限度額以内に抑えられる。
	高額療養費貸付制度	申請窓口	公的医療保険の担当窓口
		支援対象者	公的医療保険の被保険者・被扶養者
		支援内容	同一月に支払った医療費の自己負担額が自己負担限度額を超えた場合に、当座の支払いに充てる資金として、高額療養費支給見込額の8割相当の貸付を無利子で受けられる。
	高額医療・高額介護合算療養費制度	申請窓口	公的医療保険の担当窓口
		支援対象者	公的医療保険の被保険者・被扶養者で1年間に医療保険・介護保険の両方で自己負担があった者
		支援内容	医療保険・介護保険の自己負担額の合算が基準額を超えた場合、超過分の払い戻しを受けられる。
	確定申告による医療費控除	申請窓口	所轄税務署の担当窓口
		支援対象者	確定申告を行った納税者
		支援内容	同一年に自身または配偶者・その他親族のために支払った医療費のうち、一定金額分の所得控除を受けられる。
	難病（小児慢性特定疾病）の患者に対する医療費助成制度	申請窓口	地方公共団体の担当窓口
		支援対象者	国が指定した難病（小児慢性特定疾病）の患者のうち一定の基準を満たす者
		支援内容	自己負担割合を軽減し、また同一月に支払った医療費の自己負担額が一定金額（自己負担限度額）を超えた医療費の助成を受けられる。
	肝炎患者（B型・C型）に対する医療費助成制度	申請窓口	居住する都道府県の担当窓口
		支援対象者	B型・C型ウイルス性肝炎患者
		支援内容	自己負担割合を軽減し、また同一月に支払った医療費の自己負担額が一定金額（自己負担限度額）を超えた医療費の助成を受けられる。

	自立支援医療制度	申請窓口	居住する市区町村の担当窓口
		支援対象者	身体に障害を有する者（18 歳以上の場合は、身体障害者手帳が必要）・精神疾患のために継続的な通院による医療を必要とする者
		支援内容	心身の障害の軽減のための医療について、自立支援医療受給者証を指定自立支援医療機関に提示することにより、所得等に応じて、自己負担額の軽減措置が受けられる。
生活支援	傷病手当金	申請窓口	協会けんぽ、健康保険組合担当窓口
		支援対象者	協会けんぽ、健康保険組合の被保険者で、傷病のために会社を休み、事業主から十分な報酬を得られない者（ただし任意継続の被保険者は対象外）
		支援内容	以下の 4 条件すべてに該当した場合に、最長 1 年 6 か月の間、1 日当たり被保険者の標準報酬日額の 3 分の 2 相当額の支払いを受けられる。 (1)業務外の事由による傷病の療養のための休業である。 (2)就業が不可能である。 (3)連続する 3 日間を含み 4 日以上就業できなかった。 (4)休業期間について給与の支払いがない（支払額が傷病手当金の額より少ない場合は差額の支給を受けられる）。
	生活福祉資金貸付制度	申請窓口	居住する市区町村の社会福祉協議会
		支援対象者	(1)必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯（市町村民税非課税程度）。（低所得者世帯） (2)身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、その他現に障害者総合支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる者の属する世帯。（障害者世帯） (3)65 歳以上の高齢者の属する世帯。（高齢者世帯）
		支援内容	無利子または低金利で、生活再建に必要な生活費等の貸付を受けられる。
	介護保険制度	申請窓口	住所のある市区町村の介護保険担当窓口
		支援対象者	要介護認定等を受けた者
		支援内容	要介護認定等を受けた者の必要に応じて、原則 1 割または 2 割の自己負担により、介護サービスを受けることができる。
	障害基礎年金	申請窓口	年金事務所
		支援対象者	国民年金法施行令別表の障害等級表 1 級または 2 級に該当する者
		支援内容	認定された障害の等級に応じて、一定額の年金を受給できる。
	障害厚生年金	申請窓口	年金事務所
		支援対象者	国民年金法施行令別表の障害等級表 1 級または 2 級、厚生年金法施行令別表第 1 の 3 級のいずれかに該当する者で、厚生年金の被保険者である期間に、障害の原因となった傷病の初診日がある者
		支援内容	認定された障害の等級に応じて、一定額の年金を受給できる。なお、障害基礎年金と並行しての受給が可能である。
	障害手当金	申請窓口	年金事務所
		支援対象者	厚生年金の被保険者である期間に、障害の原因となった傷病の初診日があり、認定された障害の等級が障害厚生年金の受給対象外である者

		支援内容	傷病が治った（障害が固定した）場合で、労働について何らかの制限のある場合に、一時金を受給できる。
身体障害者手帳		申請窓口	居住する市区町村の障害福祉担当窓口
		支援対象者	身体障害者福祉法別表に定める障害の状態にあると認められた者
		支援内容	各自治体が認定基準に該当すると認めた場合に、手帳が交付される。手帳が交付されると、障害の程度に応じて障害福祉サービス等が受けられるほか、公共料金、交通機関の旅客運賃、公共施設の利用料金の割引、各種税の減免等のサービスを受けることができる。
精神障害者保健福祉手帳		申請窓口	居住する市区町村の障害福祉担当窓口
		支援対象者	精神保健福祉法施行令に定める1級～3級の精神障害の状態にあると認められた者
		支援内容	各自治体が認定基準に該当する認めた場合に、手帳が交付される。手帳が交付されると、公共施設の利用料金の割引等のサービスを受けることができる。
障害福祉サービス		申請窓口	居住する市区町村の障害福祉担当窓口
		支援対象者	身体障害者、知的障害者、精神障害者又は難病等対象者
		支援内容	障害支援区分等に応じて、介護や訓練等の支援を受けられる。費用の自己負担は世帯の負担能力に応じた額となる。

(2) 利用可能な支援機関

類型	名称	概要（両立支援と関連する部分）
医療機関	がん診療連携拠点病院等	がん医療の均てん化等を目的に整備が進められてきた病院（平成 27 年 4 月現在で全国 422 か所）であり、院内のがん相談支援センターにおいて、がん患者の仕事に関する相談支援を行い、必要に応じて社会保険労務士、産業カウンセラー、キャリアコンサルタント等の就労の専門家による相談への対応を行う。
	労災病院の治療就労両立支援センター	がん、糖尿病、脳卒中（リハ）、メンタルヘルスの4分野について、休業からの職場復帰や治療と就労の両立支援のモデル事業を実施し、事例を集積し、医療機関向けのマニュアルの作成・普及を行う。
就業支援	ハローワーク	がん診療連携拠点病院等と連携してがん患者等の就労支援を行う「がん患者等に対する就職支援モデル事業」を実施しており、専門相談員を配置して、ハローワークでの職業相談のほか、がん診療連携拠点病院等において出張相談を行っている（平成 27 年 12 月現在で全国 16 か所で実施）。 また、個々の患者の希望や状態に応じた職業紹介のほか、企業に対する求人条件の緩和指導、患者の就職後の職場定着の支援も行っている。 さらに、ハローワークに「難病患者就職サポーター」を配置し、難病相談・支援センターと連携しながら、就職を希望する難病患者に対する症状の特性を踏まえたきめ細やかな就労支援や、在職中に難病を発症した患者の雇用継続等の総合的な支援を行っている（平成 27 年全国 47 か所で実施）。
	精神保健福祉センター	精神保健福祉に関する相談指導、知識の普及等を行っているほか、アルコール関連問題に関する相談指導、心の健康づくり等の事業を実施している。

2

患者さん個人向けの支援ノート

さらに、ガイドラインに述べられている内容がコンパクトにまとめ、個人の仕事と治療のスケジュールや日々の体調も記入できるような患者さん個人向けの支援ノートとして「**肝疾患における就労支援のための連絡ノート**」（平成 25 年度厚生労働科学研究費補助金難病・がん等の疾患分野の医療の実用化研究事業、職域における慢性ウイルス性肝炎患者の実態調査とそれに基づく望ましい配慮の在り方に関する研究班）がある。

肝疾患における 就労支援のための連絡ノート (患者向け)

平成25年度厚生労働科学補助金難病・がん等の
疾患分野の医療の実用化研究事業

職域における慢性ウイルス性肝炎患者の実態調査と
それに基づく望ましい配慮の在り方に関する研究

15 連絡先

● 肝疾患相談・支援センター

ブロック	都道府県	相談全般 肝疾患相談センター	電 話
北海道	北海道	北海道大学病院 肝疾患相談センター	011-706-7788
		旭川医科大学病院 肝疾患相談支援室	0166-69-3111
		札幌医科大学病院 肝疾患相談センター	011-611-5700
東北	青森県	弘前大学医学部附属病院 肝疾患相談センター	0172-33-5111
	岩手県	岩手県肝疾患相談センター（岩手医科大学附属病院内）	019-908-2007
	秋田県	秋田大学医学部附属病院 肝疾患相談センター	018-884-6297
		市立秋田総合病院 肝疾患相談センター	018-883-0506
	宮城県	東北大学病院 肝疾患相談室	022-717-7031
	山形県	山形大学医学部附属病院 肝疾患相談室	023-628-5881
	福島県	福島県立医科大学附属病院 肝疾患相談センター	024-547-1414
関東・甲信越	群馬県	群馬大学医学部附属病院 肝疾患センター	027-220-8179
	栃木県	自治医科大学附属病院 肝疾患相談室	0285-58-7459
		獨協医科大学病院 肝疾患相談室	0282-87-2279
	茨城県	日立総合病院 肝疾患相談支援センター	0294-23-8354
		東京医科大学茨医療センター 肝疾患相談支援センター	029-887-1222
	埼玉県	埼玉県肝臓病相談センター（埼玉医科大学病院）	049-276-2038
	千葉県	千葉肝疾患診療ネットワーク（千葉肝疾患診療相談センター）	043-226-2717
	東京都	虎の門病院 肝疾患相談センター	03-3560-7672
		武蔵野赤十字病院 肝疾患相談センター	0422-32-3135
		東海大学医学部付属病院 肝疾患医療センター	0463-93-1121
	神奈川県	横浜国立大学附属市民総合医療センター 肝疾患医療センター	045-261-5656
		聖マリアンナ医科大学病院 メディカルサポートセンター	044-977-8111
		北里大学病院 トータルサポートセンター	042-778-8438
	山梨県	山梨大学医学部附属病院 肝疾患センター	055-273-1111
	長野県	信州大学医学部附属病院 肝疾患診療相談センター	0263-37-2922
	新潟県	新潟大学医学部総合病院 肝疾患相談センター	025-223-6192
東海	静岡県	順天堂大学医学部附属静岡病院 肝疾患相談支援センター	055-948-5168
		浜松医科大学医学部附属病院 肝疾患連携相談室	053-435-2476
		名古屋大学医学部附属病院 肝疾患相談室	052-741-2111
	愛知県	名古屋国立大学病院 肝疾患センター	052-858-7138
		藤田保健衛生大学病院 肝疾患相談室	0562-93-2279
		愛知医科大学病院 肝疾患相談室	0561-61-1878
	岐阜県	岐阜大学医学部附属病院 肝疾患診療支援センター	058-230-7033
	三重県	三重大学医学部附属病院 肝炎相談支援センター	059-231-5756
近畿・北陸	富山県	富山県立中央病院 医療相談（肝疾患相談）	076-424-1531
		市立砺波総合病院 患者総合支援センター「おあしす」	0763-32-3320
	石川県	金沢大学附属病院 肝臓センター	076-265-2000
	福井県	福井県済生会病院 肝疾患相談支援室	0776-28-1197
	京都府	京都大学医学部附属病院 肝疾患相談センター	075-751-4701
		京都府立医科大学附属病院 肝疾患相談センター	075-251-5171
	滋賀県	滋賀医科大学医学部附属病院 肝疾患相談支援センター	077-548-2744
		大津赤十字病院 肝炎相談センター	077-522-4131
	大阪府	関西医科大学総合医療センター 肝疾患相談センター	06-6992-1001
		近畿大学医学部附属病院 患者支援センター	072-366-0221
		大阪大学医学部附属病院 消化器内科学	06-6879-3621
		大阪市立大学医学部附属病院 患者総合支援センター	06-6645-2121
		大阪医科大学附属病院 消化器内科（患者総合相談室）	072-683-1221
	奈良県	奈良県肝疾患相談センター（奈良県立医科大学附属病院）	0744-22-1380
	和歌山県	南和歌山医療センター 肝疾患相談支援センター	0120-92-8160
		和歌山県立医科大学附属病院 肝疾患相談支援センター	073-441-0850
	兵庫県	兵庫医科大学病院 肝疾患センター	0798-45-6433
中国	岡山県	岡山県肝炎相談センター（岡山大学病院）	086-235-6851
	広島県	広島大学病院 肝疾患相談室	082-257-1541
		福山市民病院 肝疾患相談室	084-941-5151
	鳥取県	鳥取県肝疾患相談センター（鳥取大学医学部附属病院）	0859-38-6525
	島根県	島根大学医学部附属病院 地域医療連携センター 肝疾患相談部門	0853-20-2721
	山口県	山口大学医学部附属病院 肝疾患センター	0836-22-2371

四国	香川県	香川県立中央病院 肝炎相談支援センター	087-811-3333
		香川大学医学部附属病院 地域連携室	087-891-2417
	愛媛県	愛媛大学医学部附属病院 肝疾患診療相談センター	089-960-5955
	高知県	高知大学医学部附属病院 肝疾患相談センター	088-880-2338
九州・沖縄	徳島県	徳島大学病院 肝疾患相談室	088-633-9002
	福岡県	福岡県肝疾患相談支援センター（久留米大学病院）	0942-31-7968
	佐賀県	佐賀大学医学部附属病院 肝臓なんでも相談窓口／就労支援窓口	0952-34-3731
	長崎県	長崎医療センター 肝疾患相談支援センター	0957-52-3121
	熊本県	熊本大学医学部附属病院 肝疾患相談室	096-372-1371
	大分県	大分大学医学部附属病院 肝疾患相談センター	097-586-5504
	宮崎県	宮崎大学医学部附属病院 肝疾患センター	0985-85-9763
	鹿児島県	鹿児島大学病院 肝疾患相談センター	099-275-5329
	沖縄県	琉球大学医学部附属病院 肝疾患診療相談室	098-895-1144

● 全国 B 型肝炎訴訟 各地の相談先

各地弁護士	相談担当地域	電 話
北海道弁護士団	北海道	011-231-1941
東北弁護士団	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県	0120-76-0152
新潟弁護士団	新潟県、山形県、福島県	025-223-1130
東京弁護士団	関東地方（東京都／神奈川県）、山梨県、福島県	03-3352-7333
埼玉弁護士団（埼玉支部）	埼玉県	048-862-0377
千葉県弁護士団（千葉支部）	千葉県	043-225-1461
茨城弁護士団（茨城支部）	茨城県	029-226-3925
栃木支部	栃木県	028-612-6130
群馬支部	群馬県	027-251-5713
長野弁護士団	長野県	026-234-7754
北陸弁護士団	富山県	076-423-2466
	石川県	076-221-4111
	福井県	0776-30-1371
静岡弁護士団	静岡県中部	054-205-0577
	静岡県西部、東三河（愛知県）	053-457-4433
	静岡県東部	055-941-9750
名古屋弁護士団	愛知県、岐阜県、三重県	052-961-0788
大阪弁護士団	近畿地方（大阪府／兵庫県／京都府／滋賀県／奈良県／和歌山県）、徳島県	06-6647-0300
広島弁護士団	広島県、山口県、岡山県、愛媛県、香川県、高知県	082-223-6589
山陰弁護士団	鳥取県、島根県	0859-30-2002
九州弁護士団	福岡県	092-883-3345
	佐賀県	0952-27-6739
	熊本県	096-312-0030
	長崎県	095-825-2231
	大分県	097-574-8800
	宮崎県	0985-23-1355
	鹿児島県	099-247-3531
	沖縄県	098-917-1088

●産業保健総合支援センター

産業保健総合支援センター	電 話
北海道産業保健総合支援センター	011-242-7701
青森産業保健総合支援センター	017-731-3661
岩手産業保健総合支援センター	019-621-5366
宮城産業保健総合支援センター	022-267-4229
秋田産業保健総合支援センター	018-884-7771
山形産業保健総合支援センター	023-624-5188
福島産業保健総合支援センター	024-526-0526
茨城産業保健総合支援センター	029-300-1221
栃木産業保健総合支援センター	028-643-0685
群馬産業保健総合支援センター	027-233-0026
埼玉産業保健総合支援センター	048-829-2661
千葉産業保健総合支援センター	043-202-3639
東京産業保健総合支援センター	03-5211-4480
神奈川産業保健総合支援センター	045-410-1160
新潟産業保健総合支援センター	025-227-4411
富山産業保健総合支援センター	076-444-6866
石川産業保健総合支援センター	076-265-3888
福井産業保健総合支援センター	0776-27-6395
山梨産業保健総合支援センター	055-220-7020
長野産業保健総合支援センター	026-225-8533
岐阜産業保健総合支援センター	058-263-2311
静岡産業保健総合支援センター	054-205-0111
愛知産業保健総合支援センター	052-950-5375
三重産業保健総合支援センター	059-213-0711
滋賀産業保健総合支援センター	077-510-0770
京都産業保健総合支援センター	075-212-2600
大阪産業保健総合支援センター	06-6944-1191
兵庫産業保健総合支援センター	078-230-0283
奈良産業保健総合支援センター	0742-25-3100
和歌山産業保健総合支援センター	073-421-8990
鳥取産業保健総合支援センター	0857-25-3431
島根産業保健総合支援センター	0852-59-5801
岡山産業保健総合支援センター	086-212-1222
広島産業保健総合支援センター	082-224-1361
山口産業保健総合支援センター	083-933-0105
徳島産業保健総合支援センター	088-656-0330
香川産業保健総合支援センター	087-826-3850
愛媛産業保健総合支援センター	089-915-1911
高知産業保健総合支援センター	088-826-6155
福岡産業保健総合支援センター	092-414-5264
佐賀産業保健総合支援センター	0952-41-1888
長崎産業保健総合支援センター	095-865-7797
熊本産業保健総合支援センター	096-353-5480
大分産業保健総合支援センター	097-573-8070
宮崎産業保健総合支援センター	0985-62-2511
鹿児島産業保健総合支援センター	099-252-8002
沖縄産業保健総合支援センター	098-859-6175

●全国健康保険協会支部

支部名	電 話
北海道	011-726-0352
青 森	017-721-2799
岩 手	019-604-9009
宮 城	022-714-6850
秋 田	018-883-1800
山 形	023-629-7225
福 島	024-523-3915
茨 城	029-303-1500
栃 木	028-616-1691
群 馬	027-219-2100
埼 玉	048-658-5919
千 葉	043-308-0521
東 京	03-6853-6111
神奈川	045-339-5533
新 潟	025-242-0260
富 山	076-431-6155
石 川	076-264-7200
福 井	0776-27-8300
山 梨	055-220-7750
長 野	026-238-1250
岐 阜	058-255-5155
静 岡	054-275-2770
愛 知	052-856-1490
三 重	059-225-3311
滋 賀	077-522-1099
京 都	075-256-8630
大 阪	06-7711-4300
兵 庫	078-252-8701
奈 良	0742-30-3700
和歌山	073-421-3100
鳥 取	0857-25-0050
島 根	0852-59-5139
岡 山	086-803-5780
広 島	082-568-1011
山 口	083-974-0530
徳 島	088-602-0250
香 川	087-811-0570
愛 媛	089-947-2100
高 知	088-820-6010
福 岡	092-283-7621
佐 賀	0952-27-0611
長 崎	095-829-6000
熊 本	096-340-0260
大 分	097-573-5630
宮 崎	0985-35-5364
鹿児島	099-219-1734
沖 縄	098-951-2211

● 肝炎検査について**Q1. 職場の検診で、肝機能検査異常がありました。どうすればいいですか？**

肝炎ウイルス感染や脂肪肝 / 非アルコール性脂肪性肝炎などの肝臓病が隠れている可能性があります。この数年で肝炎治療も大きく変わっています。肝臓を専門とする医師のいる医療機関を受診することを勧めてください。インターネットで“日本肝臓学会専門医”を検索、各都道府県の肝疾患センターに相談すると近くの肝臓専門医の先生がわかります。

日本肝臓学会専門医 https://www.jsh.or.jp/medical/specialists/specialists_list

Q2. 肝炎ウイルス検査を受けたいのですが、どこへ行けばいいですか？

検査費用は、いくらくらいかかりますか？

一般的な会社の健康診断には、肝炎ウイルス検査は含まれていないことも多いので、検診項目に含まれているか確認してください。健康保険組合によっては追加で検査することも出来ます（例えば、協会けんぽでは自己負担 600 円程度）。職場での検診ではプライバシーの心配をされる方もいらっしゃいます。全国の保健所や指定医療機関で、無料で検査を受けることができることも説明してください。

http://www.kanen-net.info/resource/1475679886000/kanennet/exa/exa_index.html

● 受診・医療機関について**Q1. 検診で C 型肝炎抗体陽性でした。**

病院ではどのような検査を行いますか？

C 型肝炎抗体陽性の方には、病院を受診して検査を受けることを勧めて下さい。

検査の内容は、下記のような流れになることを説明してください。

C 型肝炎の診断は血液検査によって行われます。はじめに HCV（C 型肝炎ウイルス）抗体検査が行われます。HCV 抗体が陽性の患者さんには、HCV RNA 検査が行われ、両方の検査結果が陽性を示した患者さんが C 型肝炎と診断されます。

C 型肝炎と診断された場合は、ウイルスの量や種類（遺伝子型）、あるいは肝炎の進行度（病期）を調べるための検査（腹部エコーなどの画像診断）が行われます。これらは治療法を選ぶ際に大切な情報となります。

**Q2. C型肝炎と言われましたが、どこの病院にかかればいいのかわかりません。
どこに行けばいいですか？**

肝炎検査について・Q 1 をご参照ください。

**Q3. 検診でC型肝炎抗体陽性でした。症状はありません。
治療を受けないといけないのですか？**

肝炎は病気が進行するまで自覚症状が出ません。近年、新しい治療法の選択肢が増え、これまで治療を受けることができなかった患者さんでも、ウイルスを退治できる治療を受けられる可能性がでてきました。最近の治療の進歩により、就業しながらでも治療可能なことを説明してください。特に、肝臓を専門とする医師を受診することをお勧めください。

● **病気・受療について**

**Q1. C型肝炎の原因は何ですか？
C型肝炎にウイルスに感染すると、どのような症状が出ますか？**

下記の内容を説明します。

C型肝炎ウイルスは血液を介して感染します。感染している人の血液が他の人の血液の中に入ることによって感染しますが、空気感染や経口感染はありません。以前は、輸血や血液製剤などの医療行為により感染された方もいましたが、医療行為に伴う感染については、現在では医療上の対応策が講じられているので発生しないものと考えられています。現在、新たに感染する患者さんの原因は、ピアスや入れ墨、覚せい剤などの回し打ち、あるいは不衛生な状態での鍼治療などです。一方、性交渉による感染や母から子への感染（母子感染）はごく稀とされています。感染初期には無症状のことが多いです。

Q2. C型肝炎の治療はどのようなことをするのですか？

下記の内容を説明します。近年、治療の進歩は目ざましいものがあることを説明してください。

C型肝炎の治療には、ウイルスの排除を目的とする抗ウイルス治療と、肝機能を改善して肝炎の進展を抑えることを目的とする治療があります。HCV を排除して肝硬変・肝がんへの進展を阻止する抗ウイルス治療がC型肝炎治療の中心とされています。

抗ウイルス治療は近年大幅に進歩し、治療の選択肢が増えていています。今では飲み薬のみの治療や最短 12 週間で終了する治療など、患者さんに適した治療を選びやすくなりました。

年齢やウイルスのタイプ・量、肝臓の状態などにより、適した治療は異なります。治療選択にあたっては、治療を行っている専門医の先生との相談が必要です。

Q3. C型肝炎の治療は副作用が大変と聞きましたが？

インターフェロン治療の副作用が強いイメージを持っている方もいらっしゃいますので、副作用は少なくなったこと、治療期間が短縮されたことを説明してください。

今では飲み薬のみで 12 週間で終了する治療など、患者さんに適した治療を選びやすくなりました。年齢やウイルスのタイプ・量、肝臓の状態などにより、適した治療は異なります。治療選択にあたっては、治療を行っている専門医の先生との相談が必要です。

Q4. 肝炎の薬は高いと聞きました。治療費はどのくらいかかるのですか？

薬は高額ですが、肝炎治療助成制度を利用することで自己負担は月 1 - 2 万円ですむことを説明してください。

C型肝炎の抗ウイルス治療には、国と自治体から医療費の助成が受けられます。助成を受けると、1 ヶ月あたりの自己負担の上限額は、1 万円または 2 万円に抑えられます。通常、医療機関や薬局の窓口で支払う金額からこの自己負担上限額を除いた分は、肝炎助成制度、高額療養費で賄われます。

この肝炎助成を受けるには申請が必要です。手続きについて患者さんに説明してください（12 ページを参照）。

Q5. 高血圧で通院しています。C型肝炎陽性ですが、肝機能は正常です。かかりつけ医の先生は、治療はしなくていいと言われましたが、本当ですか？

C型肝炎です。週2回、強力ミノファージェンの注射をしています。このまま続けられればいいですか？

今までは抗ウイルス療法が対象とならなかった患者さんも治療可能になっています。肝臓を専門とする医師のいる医療機関の受診を勧めてください。

病気・受療についての Q3 をご参照ください。

Q6. 肝炎の医療費助成の手続きはどのようにすればいいですか？

助成の申請を行う際には、診断書などの書類が必要となります。また、都道府県により申請できる医師が制限されています。肝炎治療に詳しい医療機関の受診をすすめてください。助成を受けることができる期間などは治療内容によって異なります。

病気・受療についての Q4 をご参照ください。具体的な医療費助成の内容については、各都道府県のホームページや肝疾患センターのホームページでも確認できます。

46

● 就労について

Q1. 肝硬変で通院しています。仕事を探しているのですが？

肝硬変の人でも肝臓の働きがよく、バランスが保たれていれば仕事ができます。

症状により、勤務時間も制限して就労可能です。ハローワークや就労相談、具体的な事例に関しては、14～20ページを参照してください。

Q2. 肝炎治療を受けようと思います。

有給休暇以外に、利用できる制度はありますか？

有給休暇以外にも利用できる制度がありますので、8～9ページを参照して、患者さんへ説明してください。

Q3. 仕事は、土曜、日曜が休みです。土曜日にやっている病院はありますか？

インターフェロンフリー治療は副作用も少なく治療ができるようになりました。
土曜日、日曜日に治療可能な医療機関もあります。各都道府県の肝疾患相談センターに相談してください。

● 労務管理、感染予防について

Q1. 職員の労務管理をしています。肝炎の職員に、何か就業上、注意する点がありますか？他の職員への感染で注意することはありますか？

通常の日常生活では感染の可能性がないことを説明します。就業の程度は、病状によって異なりますので、判断に困るときは産業医と相談するよう説明してください。
肝炎ウイルスに感染している保健医療従事者でも、通常、肝炎ウイルス感染を理由とした仕事上の制限はありません。

Q2. 肝炎ウイルスは保育所、学校、介護施設などの集団生活の場で感染しますか？

肝炎ウイルスは、主に血液や体液を介して感染します。通常の集団生活では感染しませんが、けがをした場合などの血液や体液の接触には注意が必要です。B型肝炎は予防接種で予防が可能です。

Q3. 肝炎ウイルス感染予防のためのワクチンや免疫グロブリンはありますか？

C型肝炎にはワクチンや免疫グロブリンはありません。B型肝炎にはワクチンや免疫グロブリンがあります。平成28年10月からB型肝炎ワクチンは新生児の定期接種の対象となりました。

● 公費助成制度について

Q1. 肝硬変で通院しています。最近は、黄疸や腹水があり、仕事に行くのも大変です。何か利用できる補助はありますか？

11～12ページのような補助があることを伝え、担当医やソーシャルワーカーと相談して、利用できるよう援助してください。

Q2. 肝機能障害でも、身体障害者手帳がもらえると聞いたのですが、私ももらえますか？手続きはどうすればいいですか？

条件を満たせば、肝障害の程度により身体障害者の1－4級に認定されることを伝えます。14 ページに判定の基準がでています。申請資格のある医師が限られていますので地域の状況を把握しておいてください。

● 予防接種、血液製剤による感染について

Q1. B 型慢性肝炎で通院しています。家族には B 型肝炎の患者はいません。予防接種で感染したのかもしれませんが、補償されると聞いたのですが、どのような補償でしょうか？

下記内容を説明します。担当医師に相談していただき、対象となりそうな場合は、弁護団に相談することを説明します。

対象は、集団予防接種等により B 型肝炎ウイルスに持続感染した方。

以下の要件を満たすことが必要です。

- ・ B 型肝炎ウイルスに持続感染していること
- ・ 満 7 歳になるまでに集団予防接種等（予防接種およびツベルクリン反応検査）を受けていること
- ・ 母子感染でないこと（一次感染者の場合）
- ・ その他集団予防接種等以外の感染原因がないこと

Q2. 長男の出産の時に輸血を受けて、C 型肝炎に感染しました。補償があると聞いたのですが、補償の対象となる C 型肝炎とはどのようなものですか？

下記内容を説明します。

対象は、特定の血液製剤（フィブリノゲン製剤あるいは第Ⅸ因子製剤）の使用により C 型肝炎ウイルスに感染した方。濃厚赤血球などの輸血用血液製剤では補償の対象とならないことも説明しておきます。

出産や手術での大量出血の際に、特定の血液製剤（フィブリノゲン製剤あるいは第Ⅸ因子製剤）を投与され、C 型肝炎ウイルスに感染された方で、血友病・先天性フィブリノゲン欠乏症にかかっておられない方です。訴訟を提起し、訴訟の中で、何らかの手段で、

特定の血液製剤が投与されたことが証明されることが必要です。厚生労働省フィブリノゲン製剤等に関する相談窓口(フリーダイヤル 0120-509-002)などを教えてください。

● 母子間感染について

Q1. C型肝炎陽性の母親からの授乳には注意が必要ですか？

下記内容を説明します。

授乳でC型肝炎ウイルスが感染したとの報告はありません。ただし、C型肝炎ウイルス陽性の母親で乳首に傷があったり、出血している場合は、感染する可能性があるので、傷などが治るまでは授乳を控えてください。

Q2. C型肝炎 / B型肝炎に感染しています。

最近、出産しました。子供の検査が必要ですか？

妊娠が分かった時点で主治医や担当の産科医と相談するよう勧めてください。

B型肝炎は母子感染の予防方法があります。B型肝炎ウイルスに感染している母親から生まれた子供には、出産直後に免疫グロブリンとワクチンを打つことでB型肝炎感染が予防できますので、出産前に担当の産科医と相談するように説明してください。

C型肝炎ウイルスに感染している母親から生まれた子供には、母親の胎盤を通して移行するC型肝炎ウイルス抗体が12ヶ月ぐらいは残存していますので、生後12ヶ月まではC型肝炎ウイルス抗体検査を行っても判断ができません。もしどうしても生後12ヶ月より前に結果を知りたい場合は、生後3～6ヶ月経ってからC型肝炎ウイルスRNA検査を行うことを説明してください。しかしC型肝炎ウイルスの母子感染率はそれ程高いものではないため、過度に神経質になる必要はないことも説明してください。

17 参考

- 事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>

- 肝疾患における就労支援のための連絡ノート

（平成 25 年度厚生労働科学研究費補助金難病・がん等の疾患分野の医療の実用化研究事業、職域における慢性ウイルス性肝炎患者の実態調査とそれに基づく望ましい配慮の在り方に関する研究班）

<http://www.kanen.ncgm.go.jp/content/shuuroushiennote.pdf>

- 肝炎就労支援ノート（香川大学医学部附属病院）

<http://www.med.kagawa-u.ac.jp/~kan/pdf/note.pdf>

- 知っておきたい肝臓のおはなし（岡山県肝炎相談センター）

<http://kanen.ccsv.okayama-u.ac.jp/cgi-bin/cms/index.cgi?c=zoom&pk=58>

- 産業保健の現場におけるウイルス性肝炎フォローアップマニュアル

（独立行政法人労働者健康安全機構 佐賀産業保健総合支援センター）

<http://sagas.johas.go.jp/index.php?id=11>



厚生労働科学研究費補助金 肝炎等克服政策研究事業
**職域におけるウイルス性肝炎患者に対する望ましい配慮及び
地域を包括した就労支援の在り方に関する研究**
(研究代表者 渡辺 哲)

発行者：東海大学医学部基盤診療学系 衛生学公衆衛生学
〒259-1193 神奈川県伊勢原市下糟屋143

発行年月日：2017年2月28日